

○議長(五十嵐健一郎君)

日程第2、一般質問を行います。

7日に引き続き、通告順に発言を許します。

伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。〔17番 伊藤文博君登壇〕

○17番(伊藤文博君)

おはようございます。新政会の伊藤文博です。

2点について一般質問を行います。

1点目、災害予防と災害発生後の対応について。

平成7年の7.11水害に始まり、平成16年の7.13水害、中越大震災、能登半島地震、中越沖地震と忘れる間もなく災害が続いています。

特に、中越大震災の復興が完全にならないうちに起きた中越沖地震では、事前・事後の対応にさまざまな現象が起きて、考えさせられるところが多いところであります。

以下について市長の考え方を伺います。

- (1)「糸魚川市地域防災計画」策定後に起きた災害での様々な対策事例を参考に、計画の内容を検証していますか。
- (2)その結果、手順書やマニュアルを追加作成し、徹底を図った事例はありますか。
- (3)地域別、災害種類別に避難路、避難所の指定と周知は徹底されているか。又、災害発生時の広報・周知・誘導の手順は明らかになっていますか。
- (4)地震発生時の津波に対する避難勧告の手順は有効な方法で定められていて、中越沖地震での対応は速やかに実施されましたか。
- (5)地震発生後の応急住宅対策については、被災建築物の判定に関わる手順として応急危険度判定、被災度区分判定と罹災証明書発行・応急仮設住宅入居手続き等の手順は明らかになっていますか。
- (6)ボランティア、救援物資の受け入れと適性な配置、配布の手順は明らかになっていますか。

2点目、健康づくりについて

姫川病院の閉院を受け、地域医療の緊急対策のために仮称「健康づくりセンター」の着工を当面延期する説明が文教民生常任委員会で行われました。

市民の安心・安全の確保のために地域医療体制の確保は最優先課題であることは言うまでもありま

せん。

一方、医療保険・介護保険制度の維持のためには健康づくりを推進して健康寿命の延伸を図り、医療費・介護保険費を削減することは同時に進めていかなければならない重要な課題です。即効性ある施策ではないだけに少しでも早く取り組み、その効果の早期発現を求めないと社会保障制度の根幹に関わる問題となっていきます。

以下について市長の考えを伺います。

- (1) 健康づくりのソフト計画は、どのように定められ、進められていますか。
- (2) 健康づくりの効果の発現時期、求める効果の大きさ等の目標を定めていますか。
- (3) 仮称「健康づくりセンター」の発注を見合わせる方針が説明されていますが、その延期期間のおおよその見通しはいかがでしょうか。
- (4) 延期後の発注時におけるソフト面と関連づけた建築計画の見直しは考えていますか。

以上へ 1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

おはようございます。

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の災害予防と対応についての1点目と2点目、糸魚川市地域防災計画の内容の検証につきましては、消防本部で能登沖地震の初期対応を全部局からヒアリングいたしております。その結果、職員の初動態勢基準を見直し、あわせて災害時の初期対応表を策定いたしております。

3点目の避難所につきましては、3月に防災ガイドブック、6月に土砂災害ノ、ザードマップを全世帯に配布して周知し、また、避難所には表示看板を設置したところであります。

災害発生時の広報等につきましては、防災行政無線、緊急告知放送及びテレビ、ラジオ等、現在あるあらゆる広報手段を用いて、市民に災害情報、避難情報を周知することといたしております。

4点目につきましては、防災行政無線等を用い市民に周知することとしており、中越沖地震では地震発生1分後に、防災行政無線と緊急告知放送で地震発生と津波の注意喚起の放送を行い、直ちに消防職員と消防団で海岸線の警戒活動を行っております。

5点目の応急住宅対策についてであります。応急危険度判定、罹災証明書発行、応急仮設住宅入

居手続等の手順については現在定めておりませんので、被災市町村の教訓等を取り入れて具体的な手順を定めてまいります。

6点目、ボランティア受け入れにつきましては、現在、受け入れマニュアルを策定中ではありますが、救援物資の受け入れ等の手順につきましては定めておりません。

今回の中越沖地震で職員を災害対策活動に派遣をし、現在その活動報告を取りまとめており、各分野における実際の活動を踏まえ、当市の防災対策の見直しやマニュアルの作成に生かしてまいりたいと考えております。

2番目の1点目、健康づくりのソフト計画等につきましては健康いといがわ21を基本として、モデル事業を通じて計画的に各地域において運動を取り入れた健康づくりの展開を図ることとしており、地区推進委員の養成を行い、広く健康づくりの推進を図られるよう努めてまいります。

2点目の健康づくりの効果等の目標につきましては、健康いといがわ21では評価指標ごとに平成27年度を目標年次として目標値を設定いたしております。

一方、運動を取り入れた健康づくりの実践面においては、3カ月ぐらいをめぐるといたしまして効果判定を行い、進めることといたしております。

3点目の健康づくりセンターの延期期間につきましては、本定例会初日の行政報告で申し上げたとおり、医療問題の一連の目途がつくまで健康づくりセンターの建設を見合わせたいと考えております。

4点目の延期後における建築計画の見直しにつきましては、これまで進めてまいりました実施設計が基本になりますが、発注時期でソフト面に関連した調整や見直しも必要と考えております。

以上へ ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

防災対策には市民との情報の共有、そして利用しやすい情報の提供というのが必要になってきますよね。昨年の9月に糸魚川市地域防災計画が定められました。その後の「広報いといがわ」10月号には、その定められた案内があり、その中に市地域防災計画は市役所、能生事務所、青海事務所、図書館、消防本部で閲覧できます。また、市のホームページでも公開してありますとありましたが、実際、ホ

ホームページにアップされたのは8月22日ですね、昨年10月号でそういうふうと言われて、ことしの8月に掲載されました。どのような経過で、このようなことになったのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

お答えいたします。

行政の計画等につきまして、市民の皆様方に周知する手法としていろいろあるわけですが、現在では特にホームページの活用が非常に多くなっているわけですが、

そのようなことから策定の段階におきましても、なるべく早い段階でホームページに掲載するというように計画を立てたわけですが、遅れました理由といたしましては、非常に内容のボリュームが多いものでございますから、それを一挙に見せましてもなかなか見にくいと。このようなことから、何かいい方法はないかということで検討・しておりまして、遅れた経過でございます。

ただ、非常にまたその後もホームページ掲載へのご要望が多いわけでございますので、今年8月でございますが掲載させていただいたと、こういう経過でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

確かに開いて見ますとPDFファイルで、一番大きいものが22メガとかなり大きいんですね。

これは今の糸魚川市内の通信速度ですと、地域によってはもうほとんど開けないということになってしまう。この辺で市の職員の情報公開、特にホームページを使つたときのスキノレアップも必要じゃないかと思えます。

PDFファイルで1つにまとめて出すのが1つの方法じゃなくて、クリックすると次のページにどんどん進んでいくようなやり方もあると思えます。閲覧するにはそれがいい。印刷するには、PDFファイルがいいというような選択肢があると思うのでぜひこれから勉強して、詳しい人もいるんでしょうから横の連携をよくとってもらって、発展的に情報公開をしてもらいたいと思えます。

1番、2番のところですが、対策事例を検証して手順書、マニュアルを追加作成していくということは非常に大事な作業だと思うんですね。例えば糸魚川市地域防災計画には、津波情報の伝達であれば、防災機関は正確な情報の伝達体制の確立と体制の整備を図るものとするということまでしか書いてないんですよ。これに従って何かをして、体制整備をしていかなきゃいけないところが、この計

画の中にははっきりしてなくて、こういうところをきちっと定めていかなければいけない。いつ、だれが、どこで、何をどうするかというのを定めた手順、計画書が必要であるということですね。

市地域防災計画の本文というのは、そう簡単に修正できるものではない。ですから大枠の表記だけに、とどまっているということが言えるんだと思いますが、計画における各行動について、それぞれ担当者が、実際に災害が起きたら私はどう動くんだろうかというようなことの疑問を持つところから、定められた手順書というものの必要性を認識していくんではないかなと思いますね。そして、その手順書が定められたら、それを繰り返しシミュレーションしていくと。そういうことによって、実際に役立つ手順書にまた改革していくし、補足をするべきところはしていくというようなことが必要なんだと思うんですが、このような手順書は例えば消防本部だけじゃないと思うんですが、防災にかかわる各部署で作成されて、横の連携もとりながら水平展開といいますか、されているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

お答えいたします。

各部署におけるところの手順書の件でございますが、市長答弁で申し上げましたように、個々具体につきましては、それぞれ既に進んでおる分野もありますし、これからのところもあります。

ただ、先ほど市長答弁で申し上げましたように、能登半島地震の経験を踏まえまして、消防本部で全部局の実際の担当者とはアヒアヒングを行いまして、まず何が一番大切かということで、被災発生後10分以内、それから30分以内、24時間以内、それ以降という時間系列的に分けまして、各部署のところで、その段階までには何をしてくださいます、どのような調査活動をしてくださいというものを決めました。ただ、今はそれは初期対応でございますので、今議員がご指摘のように、それぞれいろんな分野があるわけでございますが、事細かな、あるいは初めて担当になる方でも対応できるようなマニュアルというものは必要であるかと。現在進んでいるものと、進んでないものがあるわけでございますので、その辺、足並みをそろえるよう頑張っていきたいと、こう思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

被災後も、そういうことはない方がいいんですが、これは選択肢がないですから、被災した場合に、被災後の混乱した現場の中で冷静に物事を進めていくためには、やはり事前のいろんな準備が必要で

あろうと。

緊急地震速報というのも、もう既に始まっているところは始まっていて、新聞報道によりますとある小学校では、ちょうど地域を含めた行事の最中だったと、そのグラウンドで行事をしていて、緊急地震速報に対しですぐグラウンドで放送をかけたなら、児童はすぐ姿勢を低くして地震に備える体勢をとったけど、地域の人たちは呆然とただ立ち尽くすだけだったというようなことがあります。

そのようなことの中で、やはり災害を想定して、いろいろ事前にシミュレーションしていくということを繰り返していた結果がそうなったと。いかにそれが必要であるかということが、そこに言えると思いますね。

例えば、災害用備蓄医薬品を例に挙げますと、新聞報道によりますと今回の中越沖地震では、刈羽村、小千谷市、出雲崎町では、医薬品の備蓄はなされていなかった。その地域防災計画にも、備蓄の規定がなかったということですね。この場合は、備蓄の必要性を計画の中に盛り込んでいなかったことに反省点があるだろうと思います。

一方、柏崎市では、地域防災計画に医薬品関係の業者と協議を行い、計画を定めるというふうになっている。実際に備蓄医薬品もあったわけですが、2006年夏に備蓄医薬品の期限切れに気がついたと。しかし、緊急に必要なものではないというふうに判断をして買いかえを見送った。今年度予算に、約80万円の買いかえ予算を計上していたんですが、発注しないまま震災に遭ってしまったということです。

こういうふうにはいろいろな例があって、そうすると今度は糸魚川市はどうなっているかというところを振り返って、そこを検討していくというのが1番、2番の質問のどこなんですけど、糸魚川市における防災計画の中には、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定めるというふうになっているんですが、その計画を定めているかどうか。それから備蓄の現状というのは、どのようになっているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

備蓄の計画につきましては私ども防災部門の方で、各救護所におけるところの食料、あるいは毛布、あるいは医薬品、飲料水等々につきまして、年次計画のものはつくっております。それに向けた実施計画の中で予算化し、取り組んでおるところであります。

現在の備蓄状況でございますが、食料品、それから生活必需品、それから救助資機材等、それから今ご質問のございました医薬品につきましても、年次計画の中で備蓄を行っております。ただ、まだ特に医薬品につきましては、数量的にはどこが限度かというのはわからないところはありますが、まだまだ中途でございますので、十分とは申し上げられない現状でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文樺君)

今回の中越沖地震でも、やはり医薬品に対する要求、欲しいという話はかなりあったけど、期限切れがわかってたんで渡せなかったということがあったそうですね。今言われた量的にも十分でないということであれば、どの程度が十分かということも当然定めていって、それに合わせて計画的に備蓄をしていくということが必要だと思います。高齢化の進んでいる地域が被災地になる例が多くて、やはり初期の応急処置ができる体制が必要だというふうに言われていますので、このあたりの見直しもぜひお願いします。

それから先ほどちょっと話をしましたが、気象庁の緊急地震速報が一般向け配信されます。これは10月1日から行われるということですが、この場合には情報を受けた後の自分の身を守る方法を知ってるかどうか、重要なポイントになるというふうに言われています。今携帯の方もKDDI、NTTドコモも、今そのための設備を開発中であるというような報道もされていますが、次の点について、市民に対する広報、啓蒙を考えているかどうかということについてお聞かせ願いたいんですが、緊急地震速報の入手方法、どのようにして入手するか、それから緊急地震速報を見聞きしたときの行動をどうしたらいいか、それからそのために事前にどういう備えをしておいてくださいということについて、この緊急地震速報に関して、市民に対してどう働きかけていくかということを考えているかということについて、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

緊急地震速報の情報入手する方法でございますが、今テレビ、ラジオ等で盛んにコマーシャルをやっているわけでございますが、それ以外に機器の販売というのもお聞きしてるわけでございますが、まだ具体には把握していないわけでございますので、それらの情報入手する中で、市民に周知していきたい。

それからもう1つ、私どもが今貴重な財産として持っております防災行政無線があるわけでございますが、これはまだ現在のところ総務省消防庁の方とは連動しておりませんが、年次計画の中でのなるべく早い段階で、この総務省消防庁とうちの防災行政無線とが連動する形にもっていき、そしてその中で緊急地震速報を周知できるようにしていきたいと、このように考えております。

また、それを受けての行動マニュアル、あるいは市民の皆様方の備えにつきましては、これは常日ごろから地震の心構えということで、皆様方にPR、周知をしているところでございます。私ども既に配布してありますが、防災のパンフ、あるいはそれら等、あるいは自主防災組織等の訓練、研修等の中で広く皆様に周知し、市民の皆様方からみずからの意思でそれ取得したいと、取得しなければいけないという心構えを持っていただけるよ-うに啓発指導なり、それから訓練、研修なりを進めていきたい、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

緊急地震速報を見聞きしたときの行動というのは、例えば地震が起きたときの行動とはやっぱりちょっと違うというふうに言われているんです。というのは、これから地震が来ますよというのを、例えば20秒前、30秒前に知らされる。逆にパニックに陥って、それで事故を起こすということがないようにということで、この行動をこういうふうにして下さいよということを、しっかり広報していく必要性というのが言われているわけですね。

ですから今、常日ごろいろいろ市民に働きかけをしていると言いましたが、それと遠う枠でやっぱりやっていかなきゃいけないと思うんですが、消防長、もう一度その辺をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

お答えいたします。

説明が言葉足らずでございました。おっしゃるとおりでございます。特に従来言われておりましたように、地震が起きたら火を消すというのがよくあったんですけども、逆に今現在では、なべかまが点いておれば、そこへ行くと危険になるので、そこには行かないというように変わってきたりしてるところでございますから、そのようにして事具体に30秒後、あるいは1分後に起きることがわかってきたわけでございますので、そのときの心構えというのは、おのずと違って来るわけでございますから、それらのメニューを盛り込んだ市民の訓練なり、あるいは啓発、PRというのは必要かと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

先ほど消防長の答弁の中にも、防災無線が国の方と運動してないという話があったんですが、その辺をちょっと話に出したいと思います。

国では一部の自治体で全国瞬時警報システム、J-ALERTというやつを用いた防災行政無線による放送を行っています。J-ALERTというのは地震とかだけでなく、弾道ミサイル発射情報だとか津波情報、さっきから出してる緊急地震速報に対応して緊急情報を、消防庁や官邸から人工衛星を用いて直接市町村に送信する。市町村の同報系防災行政無線を自動起動することによって、住民へ情報を瞬時に伝達するというシステムですね。

これは8月21日の段階の情報ですが、総務省消防庁はJ-ALERT受信用衛星モデムとして、高性能衛星受信機696台を発注したということだそうです。納入される696台の受信機は、防災行政無線を備える全市区町村と受信機が未整備の府県に2年で配備する計画の初年度分に当たるというように言っているんですね。同庁では、防災無線がない市区町村にも整備が済み次第、配備を急ぐ方針だと言われているわけですが、糸魚川市への導入見込みというのは、どのようになっていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

まだ年次的には、この場で確定はいつということを申し上げるまでには至っていませんけれども、特に国民保護法の関係がございまして、非常にそういう緊急情報の伝達が急がれておるものでございますものですから、極めて早い段階で私どもとしては国と連動できるように整備していきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

そうなってくると当然防災計画や、その下位のさまざまな手順についても、やっぱり見直しを図っていかなくちゃいけない。こうやって新しいものが導入されてくるのに合わせて、市の体制というのも整えていかなくちゃいけないんですが、そのこのこの考え方というのはどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

現時点では、J-ALERTによる国からの情報、指示等を受けたときに、それを受けての各市町村、地方自治体では、どこまで具体的にということについては、まだ細かなものは定められておりません。

このようなことから、非常に私どもは推測の域の段階ではございますが、今議員ご指摘のように国の方から直接的に、秒を違わずに緊急情報が入って国民に周知されると、こういう体制が確立された場合には、今までのようなこういう防災体制とは、おのずと異なってくる職員配備体制というものを考えなきやいけないだろうと、こう思っておりますので、これから非常に大きな研究課題が、逆に課せられるものではないかなと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文樺君)

それでは避難所、避難場所の話ですね。

糸魚川市のホームページにも避難場所として、一時的な避難場所としての公園等を記載、避難施設は地域別の避難所等について表示してあるということになっています。ホームページの避難場所の表示には地区、それから施設名、面積、所在が記載されていますが、実際に海拔表示というのはないんですね。地震、津波のときの一時避難の場所にもなるということで、例えばこのガイドブックには、やはり10メートル以上の場所に避難しなさいというふうに書いてある。ところが10メートルというのは、どのくらいの高さをいうのかというのは、なかなかやはりわかりをこくいところがあって、先ほどの情報の共有と情報の提供ということになるんですが、この辺も含めて、計画やガイドブックやもろもろの手順書にあわせて、市民への情報提供というものも見直す必要がある。

こういう人たちが見るんだから、この程度書いておけばいいなんていうのは、やはりこれは思い込みにきすぎなくて、あらゆる人が、あらゆる状況の中で見て対応できるように、可能な限りしていくということが必要だと思うんですね。これについてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。 臼消防長 吉岡隆行・君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

指定された避難所、それから避難路等につきまして、市長に同行して市長と語る市民懇談会、あるいは行政懇談会等に参加さしてもらって、地元の皆さん方からいろんなご意見を伺っております。

やはりその中でも非常に多く出てくるのは、災害によって避難所は場所が不適當なところもあるんじゃないか、あるいは避難路を指示してもらわないと困るというようなご要望も、たくさん承っております。ところでございますが、その場の中でいろいろ申し上げておりますのは、糸魚川の場合は地形的、それから過去の歴史的経過からしまして、あらゆる多様な災害が想定されます。津波もございませれば、焼山の噴火もあれば土砂災害、台風等々あるわけでございますので、一概に災害時にはこの場所へ、このルートへというのは、なかなか言い切れない面があるわけでございますから、そのことを地域の皆様方にもお話申し上げておまして、じゃあ解決策は行政は知らないよということではなくて、やはり一番ここで大事なのは、私どもが前から申し上げております地域自主防災組織の育成といましようか、立ち上げでございまして、その自主防をつくる。ただ組織をつくるだけではなく、その自主防の皆さんたちの中で、では私たちの地域は、場所によって違うわけですから、この場合は一番確率の多い災害はこんなんだからこのときにはここへ逃げましようやとか、ここがいいだろうと。こういう形の話し合いをしていただくことが一番重要なこと、こう思っています。

じゃあ我々行政は、市民の皆様方がそういうふうに進められるように、ただ手をこまねいているのではなく、指導なり、啓発なり、後押しなり、手を引っ張ったりする形が、我々の責務ではないかなと、こう考えておりますので、今の段階では具体的な避難路等は指示しておりませんが、そういう形の中で啓発に努めていきたいと、こう思っております。

〔『議長』と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

災害が起きたときに屋内にいる人、屋外にいる人、自分の自宅にいたときはこう考えてたけど、違う場所にいたから対応できなかったというようなことだって考えられるわけで、そうなってくると、災害が起きた時点の広報、誘導の仕方というのが、非常に重要になってくると思うんですね。

あらゆるケースに対応していくということが、非常に求められていくわけですが、中越沖地震のときの津波警報については、これは行政側にもお伝えをしておりますが、海岸のサッカー場で子供たちがサッカーをしていた。ちょうど津波にかかる放送があったんですが、そのサッカーしてる場所には全然聞こえなくて、少し離れた場所にいた人たちが聞いて知らせてくれた。子供たちを避難させた後にもう一度海岸に戻ってみたら、まだ海水浴の人たちは、そのまま海水浴をしていたというようなことがあったんですね。実際には市の広報車が回ってきて、情報をいただいた。回ってきたかどうかは

わかりませんが、情報をもらったということもなかったというふうなことがあるんです。

こういうところを1つの事例として、今後、実際に対策をしっかりと定めていく必要があるんですが、この事例についてはどのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。 G消防長 吉岡隆行君登壇]

○消防長(吉岡隆行君)

中越沖地震の発生時の当日の行動につきましては、先ほど市長答弁のとおりでございまして、防災無線、それから緊急告知放送、そして消防職員、それから消防団の皆さん方よっての警戒活動を行ったところでございます。ただ、その中でその後検証いたしますと、いろんな場面の中で極めて実効性が伴っていったものと、なかなかそうでなかったものというのがあったことが判明いたしております。

このようなことから、さらに一層、今回は大きな事故がなかったわけでございますので、幸いでしたが、これらの事例を踏まえる中で、次はどこにそういう漏れがあったのかということを検証していきたいなど、こう思っております。

それから、もう1つ足りなかったなと反省しておりますのは、やはり地震の発生したときには、特に海岸線の場合には、当地方では津波が起きる、起きないは別にいたしましても、やはり海岸線におった場合には、揺れを感じたら海から離れるということが第一義であるわけでございますので、これを市民の皆様方により徹底した啓発が必要であろうかとびそういう行政からの指示待ちではなくて、みずからが行動できる態勢というものをあげるよう、それを我々防災担当部局の方がさらに力を入れなさいけないと、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

次に、応急住宅対策についての方に移ります。

地震が起きて被災しますと、2次災害を防止するために建物への立ち入りの可否を判断する応急危険度判定を行って、異常がなければ調査済みの緑、要注意は黄色、危険は赤という分類がされ、その使用制限がされるということですが、糸魚川市地域防災計画には、県が行う応急危険度判定に協力するというふうに書いてあるわけですね。これだと市民に説明できないと、またこれしかないとしたら対応できないということになります。ほかに規定されているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

○消防長(吉岡隆行君)

当市の昨年策定いたしました防災計画の策定時点におきましては、県がまず第一に行うということであったわけでしたが、やはりこのたびの中越沖地震等々を踏まえた中で、あるいは能登半島地震を踏まえた中では、やはり当然県の協力をいただかなきゃならんわけですが、当該の被災地の市町村がまず主体的な中で、特に応急危険度判定というものを急がなければならんわけでございます。

これについては、人的なものについては足りなければ、県内の応援市町村職員の協力をいただく等々の中で進めていかなきゃならんので、今都内ではここの建築物の被災の判定のところについては、少し防災計画の部分を見直しと言いましょうか、検討しなきゃならないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

今、足りない場合は他市町村から応援をもらうという話もありましたが、災害の規模に応じて、どのぐらいの時間、人員が必要なのかというのを早い時点で割り出して、応援を要請する体制も必要だと思います。

まず、市職員でその危険度判定士が何人いて、今言った必要な時間、人員を割り出すようなことがマニュアル上、手順書でもいいんですが、規定されているんでしょうかね、今の段階で。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

神喰建設課長。〔建設産業部次長建設課長 神喰重信君登壇〕

○建設産業部次長建設課長(神喰重信君)

お答えいたします。

まず、判定士でございますが、市内には民間の方は33名、それから市職員で6名ということで、これはこの春の時点でございますが、判定士がおります。ただし消防長がお答え申し上げましたとおり、その震災の程度によりまして、とても市内では対応できない。中越、あるいは中越沖でも、市から県に要請をして、県が主体になって判定をいただいているというような現状でございます。

したがって、議員さんのご指摘のとおり具体的なマニュアルを、やはり定めていく必要がある

というふうを考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

ということは、そのマニュアルの中に必要な時間、人員等の割り出しも含めて規定していくと、これは後で出てくるボランティアの受け入れの方にもかかわってくるんですが、災害が起きたすぐには他市町村の建築士が、ボランティアでこれに入ってくるということもありますので、その辺を整えてもらいたいと思います。

柏崎市では罹災証明書の判定に納得できないで、再調査を希望する被災者が相次ぎましたね。国土交通省監修の震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針と、こういう本があるんですが、これによりますと木造建築物については、1番目として応急危険度判定、2番目として被災度調査、3番目として被災度区分判定、ここになるとかなり構造的なものまでチェックをして、復旧が可能かどうかと、費用がどのぐらいかかるかということも含めてやることになるんですが、柏崎においては、この2番目の被災度調査という外観調査に基づいて、罹災証明書が発行されたようですね。

糸魚川市地域防災計画にはこのあたりが一切、これも触れられていないんです。これは何か定めがありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

金平市民課長。〔市民課長 金平美鈴君登壇〕

○市民課長(金平美鈴君)

ご質問にお答えいたします。

罹災証明に関することは市民課の担当になっております。

地震等による被害調査は、内閣府から示されております災害にかかる住家の被害認定基準指針により行われます。地震等による被害の場合、この指針によりますと判定作業といたしまして、外観目視調査による全壊住宅を判定する第1次判定と、第1次判定で全壊と判定されなかった住家を、外観目視等により傾斜判定や部位判定を行う第2次判定がございまして、さらに再調査申請があった場合において、住家の内部立ち入り調査を行う第3次判定とがございまして。

柏崎の例でございまして、この指針どおり外観目視調査ということで、第1次と第2次をあわせて行い、罹災証明を発行したと伺っております。糸魚川市の場合もそのような手順書、今はできてはおり

ませんけれども、柏崎市の例を参考にしながら、この指針に基づきながら手順書をつくってまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健て郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

時間があまりなくなってきましたので、防災に関して最後ボランティアについて、救援物資ですか、ボランティアについては受け入れマニュアルは作成中だと、救援物資の受け入れについても、やはり必要になってくるんだろーと思ひますね。例えはかなり多くのおにぎりが、賞味期限が切れて廃棄されたなどというものも出ているようすし、要するに必要なものを情報として発信し、必要なものを受け入れて配布していくということが必要になってくるというふうに、今の柏崎の教訓で得られています。

一連の手順書、マニュアル等をこれから作成するというものが、今の質問の中で大分出てきたわけですが、災害はいつ起きるかわからない。柏崎の医薬品を買いかえる前に被災してしまったなどという例に見るように、こんなに早く起きると思わなかったといへば、それまでのことなんです、それが災害だと思ひます。ぜひとも細部の見直し作業をなるべく早く進めて、手順を定めていただきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、健康づくりの方に移ります。ソフト計画ですが、地区運動教室モデル事業が、本年度から3地域の公民館で行われています。

今後全市に展開していくというスケジュールを、いつごろをめどにして考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十・嵐健一郎君)

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

○市民生活部次長健康増進課長(荻野 修君)

お答え申し上げます。

地区運動教室をモデル事業として、ことしは3館程度ということで、現在3館を進める予定にいたしております。また来年度、これは健康づくりセンターの建設というものを意識しておりましたので、10館程度という予定でございました。なお全地域ということになりますと、全くこれは私ども担当の計画の者の考え方ですが、2、3年ぐらいには、そういう形を整えていかなきゃならんということでお願ひしました。

なお、今日の状況を踏まえて、ソフトもまた1年、1年見直しをさせていただきますから、また今日

の状況を踏まえて、あるいはことしやった実績を踏まえてちょっと検討させてもらって、また次の段階へ結びつけていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

今、来年度は健康づくりセンター建設を前提にして10館と考えていたということは、今延期されたことで、これが変わるということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

○市民生活部次長健康増進課長(荻野 修君)

ことし3館の実績を踏まえて検討させていただきたいと思いますが、それによって10館を変えろという意味ではございませんけれども、ことしの実績を踏まえて、あるいはいろいろな予算措置との関係もありますから、それを踏まえて検討させていただきたいということで、これがセンターがないから、あるいは計画を見合わせるようになったから、それを変えろというものではございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

今、市の健康運動指導士が考案した、だれにでもできる有酸素運動というのをやってるそうですが、今後、個人の健康度に応じて個別メニューを立てていく必要があると思います。個人データの管理とメニューの組み立て、それから効果測定値の評価などの個別対応メニューというのは、先ほどちょっと説明があったんですが、もう少し詳しくお伝え願えますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

○市民生活部次長健康増進課長(荻野 修君)

現状でもある程度、個別対応メニューでやれるような形ということ、現在福祉センターでそういう機能がございまして、また体組成計というものを購入いたしましたから、そういうものを通じて個別メニューにもかかわっていきたいと思います。

なお、今後データ管理とか相当のポリコノームでやっていくということになると、システム的にある程度の施設の中で、やっていく必要があるのではないかと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

システム化しなきゃいけないですまね。そうなってくると、地域情報化の問題ともリンクしてきますが、高速通信網を使ったサーバー管理システム、個人カードにデータを集積する方法などいろいろあります。健康づくり担当部署の立場からも、地域情報化に関心を持って提言していくような姿勢が必要だと思いますが、その辺は都内で議論されてますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

庁内の中での電算関係、あるいは情報化については、それぞれ各部署から委員を選出いただいておりますので、それぞれ所管のところの問題点を企画の方に上げていただいて、そこでまた論議をいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

そうやってしまうと各部署と連携がとれているようですが、実際にその部署の中で1つの問題を考えるときに、その情報化とリンクして考えているかということを知っているわけですよ。その担当している人が、それを考えないで業務を進めていて上げてきたんでは、生きるものも生きてこないという意味なんで、部署でそういう議論がされているかということですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

○市民生活部次長健康増進課長(荻野 修君)

担当の方でも、そういう検討は当然進めておりますけれども、またそういう進展とは別に、具体的にそれが進まなくても、こういう形でできるんだといういろんな形、対応を考えて、健康づくりというものを考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

そこに関心を持って事業展開を検討してほしいというようにお願いしておきます。

健康づくりの効果の発現時期ですね、効果をいつの時期に求めるかということですが、市全体の効果の発現と、その把握ができるまでには、少し時間がかかると思います。健康づくり全体のスケジュールと効果の発現目標をリンクさせて検討するべきじゃないか。

行政は結果主義、成果主義でなければならない。健康づくりに取り組む必要性は、だれもが否定しないと思います。しかし目標設定なしの取り組みというのは、ややもすると取り組んだだけで満足し、結果を求めない気風につながってしまう。最終的な目標というのは医療費の削減、介護経費の削減だと思うんですね。40歳代の男性が何年時点で、何%運動習慣を身につけるといえるのは、これは中間目標ですよ。最終目標というのが、やはり必要になってくる。これは非常に設定しにくいですが、それが設定しにくいということは、設定できないということではないんですね。しにくいものを設定して、やはり見直しにかかっていくということが重要だと思うんですが、これはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

○市民生活部次長健康増進課長(荻野 修君)

お答え申し上げます。

効果の発現時期でございますが、早いものもあります。運動教室の現場では、やってしばらくすると体の冷えが改善されたとか、体が軽くなったとか、あるいは汗をかけるようになったとかという具体的な発現があります。なかなかそれを数値化するのは難しいんですけれども、そういうことがあります。

ます。

いずれにしろ、私どもの大目標はご承知のとおり、健康で長生きということはどうブレイクダウンしていくかということになります。ただ、今医療費、あるいは介護経費ということをおっしゃいましたが、それは1つのやった結果目標ではないかと考えておりました。、私ども医療制度改革、あるいは健診保健制度の改革も進められる中で、私どもが生活習慣病の予防と、あるいは運動の定着ということを、これをどう図っていくかということについて目標を定めて、それに基づいて見直しながら、運動を進めていきたいと考えております。

また、医療費や何かの削減というのは最終的なことでありますけれども、それについては結果ではないかと考えておりますので、そういう形で生活習慣病の予防をいかに地域として図れるか、あるいは運動の定着をどれだけ図っていくかということを目標として、どういう目標を立てるかを、これから具体的に検討していかなくやならんと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

目標設定のあり方ですけど、今のような言い方もあるかもしれません。その結果として、こういう経費の削減効果が出てくるところを数値化して、それを目標設定として、効果の判定をしやすくしていくというようなことも大事なんですね。やはり今の段階ではその部分、例えば健康で長生きしますよというのであれば、それをどう数値化していくかということも、やはり考えていかなくやいけないことだと思いますね。総合的に考えて、目標設定と効果の発現時期について、もう少し具体的に示しながら、事業を進めていっていただければなというふうに思います。

健康づくりセンターの発注を見合わせるという説明があったわけですが、新市建設計画の中で、これは福祉センターの建てかえ、それから市長の公約の中で健康づくりの中核施設というふうに計画自体が変貌してきたと。総合福祉センターの建てかえの意味もあるために、これまで須沢地区でも数回にわたり説明会が行われてきましたね。発注延期の決定に当たっても説明会が開催されました。

その際、2年程度という、問われて確定ではないけど、見込みとじて2年程度というような説明をされたそうですが、その2年がいいか悪いかという議論は、不確定なことです。ここではしませんが、例えば2年とすれば、ソフト面では今行っている地区での運動教室も本格化して、いろいろな検討要素が出てきているかもしれませんね。それから全国的にも参考とするべき先進例が出てくる可能性もあります。介護予防と健康づくりの複合的な動きも活発化してくるかもしれないということの中で、今の時点見直す必要が必ずしもあるかどうかははっきりしないわけです。

それで先ほど市長は、そういう可能性も視野に入れてということだったんですが、今の質問に対しては、そう言われればそういうことだなということになるかもしれませんが、部内で今後実際に延期

後発注に至るまでに、どのような考え方で進めていくかということが議論をされていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

姫川病院の閉院にかかわってこの問題が出ておるわけですが、やはり病院のいろんなまだ経過がはっきりしておりませんので、当面は12月ごろに一定の管財人の動きがあるというように聞いておりますので、それを見て、もう少し細部を検討しなきゃならんと思っております。まだそのほかにもいろんなことが想定されますので、内部では財政的なこと等の話をしてしておりますが、なかなか時期的な判断というのは、もう少しかかるかなという認識でおります。

○17番(伊藤文博君)

時期は聞いてないですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

○市民生活部長(小林清春君)

ただいまの健康づくりセンターと、いわゆるソフト事業の関係なんですけれども、やはり健康づくりセンターがなければできないもの、なくてもできるもの、これは当然あるかと思えます。その中で、なくてはできないものにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように国・県の制度、いろいろ社会情勢が変わるわけなんです、その中で必要な見直しは当然進めていかなきゃいけないですし、直接健康づくりセンターが関与しない事業という言い方はおかしいですけれども、なくてもできるというものであれば、それは市の健康づくり施策として、どんどん前に進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

ちょっと質問の意味が違うんですけど、要するにそういうことを含めて地区での運動と、それからセンターでの運動を見据えて、どう関連づけてこれから検討していこうというようなことがなされているかということなんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

○市民生活部次長健康増進課長(荻野 修君)

今ソフトの元年みたいな形で、やっと取り組み出しました。これを踏まえてやはりソフト面を通じてハードに関連づけてと言いますか、そういうここ1、2年のソフト面の具体的な実例を見ながら、それがハード面で、またその時点でそれを生かせるものは、より生かしていく形を検討していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

時間がないので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長(五十嵐健一郎君)

以上で、伊藤議員の質問が終わりました。